

平成 24 年度三重県教育改革推進会議第 2 回第 2 部会 議事録

日 時：平成 24 年 11 月 5 日（月） 13:30～16:30

場 所：プラザ洞津 「明日香の間」

出席者（委員） 土肥 稔治、稲垣 元美、上島 和久、奥田 清子、田尾 友児、
多喜 紀雄、西田 寿美、皆川 治廣、
未松 則子(欠席)、杉浦 礼子(欠席) (敬称略)

(事務局) 副教育長 小野 芳孝、教職員・施設担当次長 信田 信行、
学習支援担当次長 白鳥 綱重、教育総務課長 荒木 敏之、
教育改革推進監 加藤 幸弘、高校教育課長 倉田 裕司、
特別支援教育課長 井坂 誠一、
特別支援学校整備推進監 東 直也、
教育総務課副課長 寺 和奈、高校教育課副課長 長谷川 敦子、
特別支援教育課副課長 森井 博之、同課 大井 雅博、
教育総務課 辻 成尚、久野 嘉也、宇陀 和彦

内 容

開 会

(事務局 加藤教育改革推進監)

ただ今から、平成 24 年度教育改革推進会議第 2 回第 2 部会を開催させていただきます。
開会にあたりまして、県教育委員会事務局副教育長小野芳孝よりご挨拶申し上げます。

1 挨拶

(小野副教育長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定と「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定についてご審議をお願いします。

「整備第二次実施計画」については、8月6日に第1回第2部会を行いましてご審議をいただきましたその継続課題となっております。また、「県立高等学校活性化計画(仮称)」については、4月25日に第1回全体会でご審議をいただきましてその継続課題となっております。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」については、本日、ハード面の整備について内容を記載しております。「県立高等学校活性化計画(仮称)」については、4月25日の審議以降、事務局で精査するとともに、各地域で開催しております地域協議会での議論を踏まえて修正した案となっております。ご審議のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

(教育改革推進監)

本日、約3時間にわたる協議となります。

それでは、土肥部会長、よろしくお願いいいたします。

(土肥部会長)

それでは、事項書に沿って進めさせていただきたいと思います。

審議事項 1 については 85 分、審議事項 2 については 80 分ぐらいの時間を取りたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

2 審議事項

(1)「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

(部会長)

審議事項(1)について、資料1と、その後ろに前回の資料が参考資料として付いております。資料1は4ページに分かれておりますので、1ページずつ県から説明を受けてご審議をいただくという形をとっていきたいと思います。

それでは説明をお願いします。

(井坂特別支援教育課長)

まず、事前送付版からの変更点ですが、1ページ1の(2)の5、「平成23年4月から城山特別支援学校において」を挿入させていただきました。

「はじめに」(1)「第二次実施計画」の趣旨ですが、時点修正をしながら新たに課題となったことを挿入させていただきました。

県教育委員会では平成18年10月に自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」(基本計画)を策定いたしました。この基本計画に基づき、平成19年度から平成22年度までの県立特別支援学校整備第一次実施計画を示して、具体的な整備を進めてきたところです。

変更したところは、まず、「三重県教育ビジョン」を平成22年12月に策定いたしました。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から示しています、としました。変更点は下線部分です。それから、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」として示し、整備を進めてきました、というところです。

次に課題ということで、『しかしながら、平成23年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校第二次実施計画(改訂版)」として示すこととしました』と挿入させていただきました。

(2)「第一次実施計画」の取組の状況ですが、1については、時点修正をして、「県立くわな特別支援学校(小学部、中学部、高等部)を、平成24年4月に開校しました」と入れさせていただきました。2～4については、前回どおりです。

5の訪問教育については、表現を変えさせていただきました。「訪問教育については、知的障がい特別支援学校の西日野にじ学園、稲葉特別支援学校において実施してきましたが、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング等での指導のために、肢体不自由特別支援学校において実施することが適切です。そのため西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園において、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において、実施することとしました」というふうにさせていただきました。知的障がいの特別支援学校で訪問教育をしていましたが、子どもの実態というか、重度・重複の障がいの子どもということで、肢体不自由特別支援学校で対応するほうが子どもにとって適切であるということで、このように変更させていただきました。

(3)整備に関する課題については、以前と同様です。1ページについては、以上です。

(部会長)

説明を聞いていただきましたが、(1)実施計画の趣旨は、具体的に現在ある事項を入れていただきました。(2)の取組の状況は、「くわな特別支援学校の開校」と「なぜ、北勢きらら学園と城山特別支援学校で訪問教育を実施するかという理由」をいれていただいたということだと思います。

このページについていかがでしょうか。15分ぐらいの審議時間を取りたいと思います。

よろしいですか。大きくは変わっていませんので。今確認すべきことを挿入していただいたという形になっていると思います。

事務局にお伺いしますが、前回大きく質問をされたことで、「これからの児童生徒の推移をきちんと押さえていかなければいけない」ということでしたが、それについては資料に載っていますか。

(特別支援教育課長)

資料の3枚目に「各県立特別支援学校(知的障がい教育部門)における児童生徒数の推移と今後の見込」ということで、折れ線グラフで示させて頂きました。今24年ですが、知的障がいについては、まだまだ暫く増えていく傾向がございます。この推移は、今在籍している子どもたち、それから特別支援学級に在籍している子どもたちが中学部段階、それから高等部段階にどのくらい入ってくるかという平均の変数をつくってそれを掛けて足したものでございます。ちょっと伸び率はこの計算では増える傾向にあるのですが、平成29年辺りが「山」に近いかなと思っております。ただ、西日野にじ学園については、計算上は、これ以降も増えることになってきています。

(部会長)

前回、正確な数字を把握して今後の計画に活かしていったらよいというご意見をいただいたのですが、このグラフが正確というか、これに則って整備をしていきたいというところだと思っております。

(皆川委員)

1の(2)の5ですが、改定版のほうでは、「実施することが適切です」という文言が使われていますが、事実と評価について、評価については、誰が評価するのか。「適切である」ということは、これは評価ですね。この評価はたぶん正しいのかもしれませんが、誰が、どういう形で適切という評価をしたのか。これは、主観にかかわることも出てくるので、「適切ではない」と思われる方はたぶんいないのかもしれませんが、評価の問題は人によって分かれるので。だから、トーンダウンするか、もしくは、「なぜ適切なのか」を論証しなければならないですね。反論される可能性がないわけではないので、この点をお聞かせいただければと思います。

(特別支援教育課長)

この「適切」というのは、私たちが評価させていただいたものです。先ほども説明させていただきましたけれども、以前は、知的障がいの特別支援学校で訪問教育をしていましたが、その子どもたちの実態としては、知的障がいもありますが、肢体不自由もあり、重度・重複で、訪問教育ですから、学校になかなか行けない、病院や家庭で療養する子どもたちです。知的障がいの先生よりも、そういう重度・重複を扱ってみえる肢体不自由の学校の教員のほうが対応できるノウハウを持っているので、この方がいいだろうということで、私たちが判断して、「適切」と書かせていただきました。

(部会長)

皆川委員がおっしゃるのも、「県教育委員会が評論家になってどうするのか」という話にならないけれども、どうでしょうか。「実施することが適切と考えます」とか、主体が県なので。

(皆川委員)

事実ならそれで分かるのですが。断定してしまうとどうなのか。

それと、松阪地区に支援学校を作るのに反対の意見があるというのを、ちらっと聞きました。別の話になってしまいますが、「特別支援学校設置については反対、訪問教育にすべきだ」という意見があるという話ですが、それについてはご存じですか。

(特別支援教育課長)

そのことについては、直接聞かせていただいています。

(部会長)

これは、また次に各地域のことを議論する場がありますので、そこでしていただいたらいかでしょうか。

(皆川委員)

それでいいです。別に、変えろと言っているのではなく、質問です。

(部会長)

この部分は、事務局で適切に考えていただきたいと思います。

それでは、2ページの説明をお願いします。

(特別支援教育課長)

2の「第二次実施計画」の基本方針について説明させていただきます。

まず、序文のところですが、ここは、時点修正もありますが、前回に委員の皆様方からご意見をいただきまして、ここにまとめをさせていただきました。今回は、特別支援学校の整備計画ということでハード面が中心でございますのでそれについて述べていくわけですが、ハードに係るソフトについても入れさせていただきました。

「三重県教育ビジョン」には早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づいて取組が進められています。このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継のための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校における助言等のセンター的な機能の充実を図る必要があります。

このことから、地域に根ざした学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めていきます、とさせていただきます。

今、一貫した支援ということで、昨年度までは、フォローアップ事業指定地域ということで、鈴鹿市、名張市、志摩市に協力していただき、中高の連携について取り組んでいただいております。今年度は、パーソナルカルテの作成・活用ということで、相談・支援体制、進学・転校の際に必要な支援情報の提供ということについて今後取り組んでいきたいというところでございます。

それから、高等学校における発達障害のあり方については、発達障がい支援員ということで、直接雇用をして要請のあった学校に相談等の支援に行かせていただいております。

教員の専門性の向上につきましては、各市町の地域から推薦をいただいた方、高校のコーディネーターの方を対象に研修をしております。

事前配付版と比べて、前は、「高い専門性に基づく」となっていましたが、「高い専門性を活かした」というふうに入れさせていただきました。

(1)の緊急課題への対応については、前回と同様です。

(2)の適正な規模及び配置については、まず、くわな特別支援学校が増えましたので、15校から16校に変えさせていただきました。また、「その際には」というところですが、整備する際には、既存施設を有効に活用することを基本としていたしましたが、交流及び共同学習をしようとか、交通の利便性とか、早期の整備が必要であるとか、防災面の配慮とかを考えた上で、「総合的に検討を進める必要がある」と記述させていただきました。

(3)の高等部の教育の充実のところは、県立特別支援学校高等部への入学者数は増加傾向にあり、また高等部卒業後の進路について、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。このため、県立特別支援学校の整備に際して

は、職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育における勤労観・職業観などの育成、「個別の教育支援計画」等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します、としました。

(4)の複数障がい種別への対応のところは、前回と同じです。2ページについては、以上です。

(部会長)

前回の議論でも様々なご意見をいただいて、例えば、西田委員から、「職業訓練とか、生活力を身に付けると大きく変わってくるのではないか」とか、「高等学校における特別支援が重要だよ」という話が出ていたと思います。そういうところをきちんと書き込んでいただいているというふうには理解しますが、その他に、もしお気づきの点があればお願いします。

(多喜委員)

ここに書かれている高等学校というのは、一般の高校を含んでという意味でよろしいのでしょうか。

(特別支援教育課長)

そうです。

(多喜委員)

発達障がいの多くは幼い時に診断されることが多いと思いますが、軽度な場合には中学校や高等学校時代に見つかる場合もあるのではないかと思います。

会社で働く人たちの相談をしている私の経験から申しますと、非常に稀なことではありますが、軽度発達障がいとは知らず(診断されず)に就労されている方に出会うことがあります。

就職され、職場に配置され仕事を始めると、仕事ができない、物覚えや理解力が乏しい、コミュニケーション能力が劣っていること等から、折角就労したのに仕事に身につかない、仕事の成果を上げることができない、大きな心の悩みを抱えご苦労されておられる方に出会うことがあります。

軽度発達障がいの方はできるだけ早期発見、どれだけ遅くても高等学校時代までには見逃さないようにして見つけ出し、就労への準備をしっかりと整え、援助体制を整えながら自分の能力や特性に見合った仕事に就くことができるようにしていくことが、その方々の幸せに繋がっていくために大変重要なことだと思います。

(特別支援教育課長)

多喜委員がおっしゃるようなことも含んで捉えさせていただきたいと思っております。

現在、県では、発達障がい支援員を3名雇用しております。飯野高校、みえ夢学園、宇治山田高校に配置しております。

昨年の実績ですが、この3名とスーパーバイザーを含めた4名で、517件の相談をさせていただきました。この他に、専門家も二人入れさせていただいて相談させていただいた場合は555件になります。

高校でこのような形で支援に回っていただいておりますが、今まだ、特別支援教育コーディネーター中心で動いているということがございまして、先生方それぞれに、委員がおっしゃったような「気づき」も必要だと思っています。来年以降になりますが、発達障がいに関するガイドブックを作りまして、どの先生にも配布して理解を図らせていただきたいと思います。それができた後については、それをもとに研修等をしていきたいと思っております。

(部会長)

今、多喜委員がご指摘いただいた高等学校の発達障がいの問題ですが、この文だと、委員がおっしゃったように、「その先の問題点」みたいなものが見えますか。どうですか。「高等学

校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります」とか、要するに、高校の特別支援教育を充実させようと思うと、他に高校のところの記述が全然ないので、ここにもう少し書き込んでもいいかなと思わないでもないですが、その点、いかがですか。

(特別支援教育課長)

また検討させてください。

(教育改革推進監)

今の件ですが、今ご審議いただいていますのは、「特別支援学校の整備の計画」で、この後、後半のところ、「高等学校の計画」のところがありますので、そこと併せてご議論いただければありがたいと思います。

(部会長)

ここではこの程度の記述に留めておいて、この後、「各高校の活性化計画」の特別支援教育のところをお願いいたします。総合的に勘案していただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。もう一つ大きな問題として、「一貫した支援体制の構築」という言葉もあります。その点については、この程度の記述でいいかなというところだと思いますが、いかがでしょうか。「一貫した支援体制」の中にも、当然、児童生徒の支援の情報の円滑な引継ということも、前回少し問題になりましたが、そういう点についてもいろいろとあると思います。よろしいですか、これくらいの記述で。

では、「序文」は、これで押さえていただくということにしておきましょう。

次に、「適正な配置」のところではいかがでしょうか。「15校」を「16校」にしていたということですし、「地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める」ということを書き加えていただいております。一次計画では、「既存の設備を使う」ときちんと書いてあったのですが、やはり、地域のいろんな事情が出てきておりますので、こういうことを書いていただくということになってきたと思うのですが。

では、「適正な規模・配置」のところも、この程度にさせていただいておくということです。

後、「高等部の教育の充実」というところですが、ここはどうでしょうか。職業コースのところを詳しく書いていただきましたが。

今、急激に増加しているのが高等部のところですが、増加してきた生徒に対してどういう教育をしていけるかということが、大きな課題になってくると思います。その先の「就労」ということがありますから、そのところ、ある程度書いてくれてあると思いますが、いかがでしょうか。

(上島委員)

この部分は、説明を聞かせていただくこういう形にならざるを得ないかと思いますが、現実問題として、高等部の子どもたちが増えているという実態・中身をしっかりと検証していかないといけないと思います。

小学校・中学校における特別支援学級の子ども、あるいは、中には、発達障がい等々があって通常の高等学校に進学できない子どもたちが特別支援学校に行かざるを得ないという、そういう状況の中身を踏まえてやっていかないと、ここに書いてあるとおり、「就労」は大変大事なことに違いないわけですが、その子それぞれにいろんな障がいがあったり、また、その子の持っている個性を伸ばしていくためにどうしたらいいのかということもきちんと捉えてやっていくことも大事ではないかと思います。

後の部分では、「個性を尊重し」とか「交流及び共同学習」ということも書いてもらっておりますが、この辺が、現実、親御さんは大変心配をしてくれていて、「どうしたらいいものかな」と不安に思っているところが多いので、もう少し、「県立の特別支援学校はこういうことを目指します」、また、「高等学校はこうです」ということを、県としては、ある大きな視点で、県立として取り組んでいかなければならないことを、不安を解消できるような、あるいは、夢を持てるようなものをきちんと明記していただく大変ありがたいと思います。

かと言って、この「充実」の部分の文章もすぐには見当たらないわけですが、内容から言えば、もう少し、保護者や中学校の教員が、その子の高校進学時の不安を解消できるものを挙

げていただければ、すっきりした形になるのではないかと思います。

(部会長)

高校との棲み分けというか、活性化計画にはどう記述されているか、その部分をきちんと書くと、保護者の方々が安心できるのではないかというご意見だと思います。

(特別支援教育課長)

「特別支援学校に、職業コースの導入により」ということで、「職業コース」という一つ授業の中のプログラムを作らせていただいて、その中で、今の産業にマッチしたものを学校の中で一生懸命やらせてもらっています。今年は、「ビルクリーニング」をやっている中で、「ビルクリーニング検定」というか「清掃検定」を実施し、それぞれの取組を評価していただいてさらに力を付けていく、そういうことをしながら就労率を上げていくことを目指しています。

昨年度は、就労希望者が100%就労に結びつきましたので、今年もそれに近い形でやりたいと思っております。また、今、30%を目指しているのですが、なかなか厳しい中で、それを目指してやっていこうということで、各学校からの報告を聞いていると、今年もやっていけそうだと。ここに記述した外部人材を活用しながら企業も回らせていただき、また、子どもの障がいというか、特性とマッチした職種を見つけるために、「ワークサンプル幕張版」というアセスメントをやりまして、できるだけミスマッチのないように取り組んでいるところでございます。

(部会長)

この文章にも、「交流及び共同学習の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら」と記述もされていますが、今の上島委員の意見も取り入れていただき、「高校の活性化計画」のところとバランスを合わせていただきたらと思います。

後、いかがですか。では、次に行かせていただきます。

3ページ目です。いよいよ、各地域の内容や、それぞれの項目に対する内容が書かれているところです。それでは、説明をお願いします。

(特別支援教育課長)

3の「第二次実施計画」期間の取組について、(1)地域における課題への対応、東紀州地域のところです。

東紀州くろしお学園おわせ分校については、「尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設を改修し」ということで、この前もそれが十分ではないというご意見もいただきましたけれども、教育環境の整備を行ってきております。また、その少し下の段落のところ、「このことから施設面を含めた機能統合についての検討を進めた結果、金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成25年度から測量調査等を開始し、平成年度を目途に開校できるよう整備を進めます」と付け加えました。年度を明示して地域の方々も含めて安心していただきたいと思っておりますが、今後、年度につきましては、私どもも財政と調整をさせていただきたいと思っております。

の中勢、松阪、南勢志摩地域ですが、2行目、「また、知的障がいに対応する特別支援学校玉城わかば学園については、高等部生徒数の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定校舎を平成23年4月に設置しました。教室不足等の課題に対応するため、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に、知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討を重ねた結果、現在の三重中央大学の校地を活用して整備を進めることとしました」この辺りが、新たなところです。

これにつきましても先ほどの東紀州地域と同じように、「平成25年度から地質調査と校舎設計を開始し、平成年度を目途に開校できるように整備を進めます。併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります」ということで、今後、財政と調整をさせていただきたいと思っております。

その他の地域ですが、これは、前回と同様です。

(2)の特定の課題への対応のところ、通学時間の改善ですが、ここについても時点修正をさせていただきました。

スクールバスの計画的配備を進めていて、平成24年度は、通学用スクールバス41台を配備しました。前の39台から41台に変更させていただきました。

次の段落、「しかし、通学にスクールバスが必要な児童生徒の中には、長時間に及ぶ通学時間を要する地域に居住する者がいること、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であること等の課題があります。今後とも運行経路の見直しを行いつつ、引き続き通学時間の短縮に向けて、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します」ということですが、これにつきましては、一番最初に乗った方が通学に91分以上かかるというバスが、平成21年には10台ございました。平成22年は7台、平成23年は8台、今年は7台と、ここ4年では3台減って、時間も多少短縮されたという感じでございます。

の盲学校及び聾学校のあり方についてです。盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されるということで、これは、前回の記述そのままです。

以下、ア)盲学校のあり方についても前回と同様で、「就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要がある」というふうにまとめさせていただいています。「高等部及び高等部専攻科に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等があります」ということです。

イ)聾学校のあり方について、聾学校は、「県内唯一の聴覚障がい教育の専門機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります」ということです。特に、「手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要がある」ということです。また、「生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えとともに、教職員の専門性の向上も重要な課題として取り組んでいきます」と、前回と同じようにさせていただきました。以上です。

(部会長)

ここも、時点修正と、分かっているところを具体的に書き込むという修正になっています。

まず、「東紀州」のところから見ていきたいと思いますが、いかがでしょうか。この「年度」は書き込めるのでしょうか。

(特別支援教育課長)

私たちとしては入れさせていただきたいと思っています。入れることによって、今後、整備していく該当地域の方とかいろいろな方に安心してもらえると思っていますが、財政上のこともありますので、調整をさせていただきたいと思っています。

(部会長)

これは、公表はいつでしたでしょうか。

(特別支援教育課長)

公表は最終的には3月末ぐらいになると思います。

(部会長)

それぐらいの予定でということですね。そのときには財政協議が終わっている。このが入っていることになるということですね。

(特別支援教育課長)

入れられたらいいなと思っています。

(部会長)

分かりました。

(田尾委員)

前回の会議から比べたら、かなり具体的になって本当に喜んでます。先日も保護者の代表の方とお会いして、場所も具体的になってきて、保護者も先生方も大変喜んでるということをお聞きしました。

ただ、今言われた「いつごろ開校できるか」というところがまだ不明確で、一日も早くなんとかしてもらいたいということ言われてますので、その辺をお願いしたいのと、せっかく新築してもらえということですので、そのときは、現場の声も聴きながら、本当に使いやすい施設としていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(部会長)

一日も早くということと、現場の声をしっかり聴いてくれというご要望です。あと、「東紀州」はよろしいですか。

では、次、「中勢、松阪、南勢志摩」、この辺はいかがでしょう。先ほどの皆川先生の話はどうでしょうか。

(皆川委員)

政策ですから、反対意見、賛成意見などがあるわけですが、伝聞になりますので、公の場で、ここで中身を申し上げないほうが適切かと思えます。賛成意見、反対意見があるということだけを認識していただきたいということです。

(部会長)

一部反対も、当然いろいろあるでしょうから、そういう意見もあるということ認識していただけたらと思います。

ここにも がありますが、東紀州と併せて検討していただけることになるわけですね。

(皆川委員)

三重中京大学はまだ残ってますね。来年廃校ですが、留年生がいると、あの施設はその人のために使えないですね。すると、これは1年、2年延びる可能性がないわけではない。留年すると、次の年で放校処分はできません、学習権がありますので。勉強したいのに、「学校をやめてどこかへ行け」というわけにいきませんので。たぶん留年生が出てくると、1年、2年延びる可能性はないわけではありません。冷めた話ですが、一応私は、三重中京大学にいたものですから。

(東特別支援学校整備推進監)

今、松阪地域の特別支援学校のことについてご意見をちょうだいしたわけですが、整備地決定に関して私も調整にかかわらせていただいていたわけですが、留年生が出ることは伺っております。ただ、大学のすべての施設を使ってということではありませんので、大学機能の一部は残しつつも、平成25年度から特別支援学校として整備をさせていただくエリアについては、解体も開始をしていただくということで、大学様のほうとは調整も進めさせていただいております。ですので、当初の計画よりも大きく延びるということではなく、早期の開校に向けて頑張ってもらいたいと考えています。

(部会長)

なるほど。想定済みということ。ここのところはよろしいですか。その他のところも以前と同じということで、今後とも推移を見て考えていくという記述になっております。

(上島委員)

1点だけお願いがあるんですが、盲・聾学校の件ですが、これは県下で唯一の学校ですので、この辺のことは大変重要ですし、また期待をしている人が多いわけですが、現実、盲学校あるいは聾学校を選択の一つとして考える子どもがいるわけですが、距離的なこと等を考えますと厳しい状況にあるということも現実です。しかし、なかなか親としても小さい子どもをそこまで通わせることは不可能ということもありまして、そこら辺の対応をどうするかということは、実は私も、来年、小学校へ入学する子の聾学校の関係の子で苦慮しているところがあるわけです。非常に繊細な部分がありまして、そうかと言って、専門の特別支援学級をつくってもらってもできませんので、そのところをどうすべきか。小さい子が津ま

で通うことはできない、しかし、専門的な治療等も受けて教育をしてほしいという強い願いがあるわけです。

例えば、地域にこういう学校から先生を派遣してもらって、週に1回なり教育にあたってもらう。そのためには、通級学級も考えていくことが必要ではないか。学校としてはできないですが、そういう部分があれば、在籍を聾学校にすることは難しいですが、地元の学校にも在籍しながら見ていただくという形をとっていかないと、学校が違うので専門の教育ができないということにもなったりします。

こういうことをきちっと見通しを立ててやっていかないと、三重県に1つだけでいいということでは収まらないのではないか。ここら辺りについても十分検討をしていきますと書いてくれてあるわけですが、具体的にどうするかというところをきちんと持ち合わせてほしいという気がします。

(部会長)

その点について何かございますか。

(特別支援教育課長)

就学については、国のほうがインクルーシブ教育推進ということで、今後また法令なり規則等が改正され、それに基づいてまた私たちも対応していきたいと思っています。今の段階で今後、特特委員会のインクルーシブ教育というのが出ましたが、それを具体的に国がどういうふうにやりますというところまではまだ出ておりませんので、そこら辺、出てきた国の動きを見ながら取り組んでいきたいと思っています。

(部会長)

現実にそういうお子さんはいらっしゃるんですか。どうしても通えないので地元の支援学級にいて、定期的に、例えば盲学校・聾学校から通ってきていただいて専門教育を受けるみたいな形はどうなんですか。

(特別支援教育課長)

市町の小中学校に入られて、そこへ定期的にというのはなかなか難しいんですが、盲学校なり聾学校から市町に訪問させていただき、そこで見せていただくということは、センター的機能ということでやらせてもらっているかと思っています。ただ、十分でないというのも事実あります。

(部会長)

また、今後の検討課題としてよろしくお願ひいたします。

このページはいかがですか。

では、最後4ページに行きたいと思います。事務局、お願ひいたします。

(特別支援教育課長)

の寄宿舎のあり方というところですが、これについては、前のところにも3校に統合するということは書いてあるわけですが、その中でいろいろと統合するにあたって、統合する学校間の話とか、障がいのある子どもたちへの配慮などもあり、そのことについて少し変更させていただきました。「それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮し、関係者の理解を図りながら、統合の組み合わせや施設設備の整備について総合的・計画的に検討を進めます」としました。

ただ、緊急性の面から、今、新たな教室等をつくっておりますので、そういう面からは寄宿舎については、当面、整備を先送りをさせていただきたいというところですが。

の医療・福祉等の関係機関との連携については、下線の部分が変更点です。今後、「医療・福祉」と、ここに・を入れました。これは事前配付のときにはなかったのですが、「医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されていることから、関係機関と連携して取り組むとともに、その進展を見極めながら対応を検討していきます」としました。これは、次の新たな課題への対応のところに入っていますが、そういう統合や整備が展開されているということで、ここにを入れました。

(3)の新たな課題への対応(新規)ということで、新規のところです。

くわな特別支援学校への対応のところ、『くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成24年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します』ということで、今年、設計に入っておりまして、来年度からいよいよ工事に入っていくということです。

それから、の杉の子特別支援学校石薬師分校への対応ということです。『杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒の増加が見込まれます。そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します』と。くわな特別支援学校と同様に、ここについても今年設計をしまして、来年から工事に入り、26年9月に使用開始できるようにしていきたいと思っています。

のあすなろ・草の実の一体整備に伴う対応のところ、ここについては、「こども心身発達医療センター(仮称)」として津市大里地区に、というのが事前配付より変えて入れたところです。6行目の、「こども心身発達医療センター(仮称)」のところ、「一体的整備に伴い」と入れました。その下の一番端、「一体とした、」のところに読点を、その次の下で、「このことによって、新たな特別支援学校が」という主語を入れました。さらに、下から2行目に、「支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実を図ります」と入れました。

それで、あすなろ・草の実の一体整備に伴う対応として、『現在、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を、「こども心身発達医療センター(仮称)」として、津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます』と。

『あすなろ学園に入院する児童生徒の重度化によって、継続的な医療の必要性が高まっていることを踏まえ、「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校の分校であったあすなろ分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします』と。

「このことによって、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を發揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実を図ります。なお、この教育支援の拠点は、病院の開設にあわせて、平成29年4月の開校を目指します」と入れました。

前回のときには「草の実」を今度移転するという話はさせていただきましたが、この「あすなろ」についてまだ話が煮詰まっていなかったのでここで申し上げますでしたが、あすなろ学園へ入院する児童生徒が、重度化によって継続的な医療を必要とするということで、この一体整備に伴ってこれまでの津市立高茶屋小学校あすなろ分校、それから南郊中学校あすなろ分校を県立として、この分校と草の実分校、緑ヶ丘特別支援学校を一つの学校として新たな特別支援学校として再編するという事です。

このことにより、特に、大変市町と学校から発達障がいの子どもの支援のセンター的な役割が期待されていますので、その辺に対応するための学校、各地域に特別支援学校があり、その特別支援学校でいろんな発達障がいの子どもについての対応等もやっただいておりますが、そこら辺で難しい困難事例も含めて、この新たな学校で対応しようということで今検討しているところです。

それから、こういう病院、医療と保健・福祉・教育が一つの中に入りますので、総合的な支援ネットワークをこの中で作り、対応し、又は研修等の人材育成もここでやっていって充実させていこうということで、こういう記述にさせていただきました。

4の「第三次実施計画について」は削除ということで前回はご了解いただいたところです。

このページは、以上です。

(部会長)

それでは上から確認していきたいと思います。

寄宿舎のあり方について、基本的には5校を3校に統合すると書いていただいておりますが、今後、組み合わせや施設設備の整備について検討していくという記述に書いてあります。

(皆川委員)

入れていただきたい文言があるんですが、一番最後のところ、「総合的・計画的に、慎重に」という言葉を入れてほしいんです。

というのは、ご存じのとおり、平成17年に行政事件訴訟法が改正されて、昨今はいろんな障がい児に関する訴訟が起きています。奈良県の高市郡高取町、それから、尼崎市の障がい児が普通高校へ行けなかった事件とたくさんあるんです。

もう1つの事件は、大阪府のたぶん貝塚市だと思いますが、寄宿舎つきの支援学校が廃止されて、通学に相当時間がかかるということで保護者から就学指定の取消訴訟が提起された事件があります。その事件を踏まえると、やはりものをつくるのはいいんですが、統廃合しますと保護者の方や児童に相当負担を強いることがありますので、場合によっては行政訴訟事件とか国家賠償ということが起こらざるを得ないかもしれません。

そういう意味では、「総合的、計画的に」では不十分で、より保護者の意見を十分に配慮しながら慎重にしませんと、三重県が訴えられたり国家賠償があり得る話ですので、ぜひ、この点を踏まえ、過去の判例を踏まえて、寄宿舎つきの支援学校の廃止・統合については、慎重にしていきたいというのが要望です。

(特別支援教育課長)

ありがとうございます。そういうご意見をいただきましたので、そういう方向で進めたいと思います。

(部会長)

他はいかがでしょうか。寄宿舎については、よろしいでしょうか。

では、続いての医療・福祉等の関係機関との連携というところで、これは下との関連でこれを直していただいたということですね。これもいいですね。

あとは、くわな特別支援学校と杉の子特別支援学校石薬師分校の件ですが、これは26年9月ということを示明していただいておりますが、これは絶対延びないですよ。

(特別支援教育課長)

はい。26年になりましたら学級数も増えてきますし、対応できるには限度があるということで、これを目途に設計、それから工事が進んでいきますので、これに基づいてこれまでにやりたいと思っています。

(部会長)

次は、あすなる・草の実の一体整備に伴う対応ということですが、西田先生、何かございますか。

(西田委員)

これはとてもうれしいのですが、文言について、5行目の、「あすなる学園に入院する児童生徒の重度化によって、継続的な医療の必要性が高まる」、これが、よく分からないですね。

「重度化」というより「重複化」なんです。「草の実」と「あすなる」が統合することについては、ただ単に肢体不自由とか情緒の面じゃなくて、両方を持ち合わせている人がいること、身体機能も随分軽度なんだけど、やっぱり専門性が要るというようにいろんな要素があって、一緒にやれるんじゃないか。重度の人を見ていると、一緒にやり得ないようなイメージが皆さんにあるのではないかと思うので、「重度化」だけじゃなく、「重複化」のほうがいいかと思ったりします。それから、「継続的な医療の必要性」というのは、文言がよく分からないので、どういうふうにしたらいいのか、今考えていたところです。

(特別支援教育課長)

私どもも子ども局さんとかに聞かせていただきまして、子どもの状態が重度になっているというように聞かせてもらっています。それから、先生がおっしゃったように、重複化といいますが、それもあと伺っています。

それから、此处にある「継続的な医療の必要性」というのは、病院に入られますので、普通の施設ではなくて、病院に入って日々、継続的に治療をしなければということで、「継続的な治療の必要性が高まっている」と。つまり子どもたちの状態が大変になってきて、それで医療行為を継続的に行わなければならないということでここに入れました。

もう1つは、そういう子どもたちですから、特別支援学校として病弱部門にカウントできるというんですか、そういうこともありますので、そういう子どもたちの状態から、今までは特別支援学級での対応であったのが、こういう医療行為を継続的にしなければならないということで、特別支援学校の病弱部門ということで小中学校を特別支援学校にするということです。

(西田委員)

これが外に出ると、皆さんには分からないのではないかと。「継続的な医療」というのは、外来から入院に向けてなのか、入院してからなのか、よく分かりません。

(特別支援教育課長)

入院中ということです。

(西田委員)

入院中でしょう。そうすると、総合的な医療、いろんな特化した科ではなくて総合的な医療的な援助が要するということがメインなのですが。

「継続的な」というと、どこから継続するのか、何が継続しているのかちょっと分かりません。当事者の私がよく分からない。一般的な人が聞いて分かりますかね。「重度化」は、子どもがそれぞれの心も体も重症化してきているというのはよく分かるのですが。

私たちは、できたら収容じゃなくて、必ず地域に帰りたいという思いがあって、地域といかに連携して、子どもたちの生活が入院で断ち切れないように、ずっと入院しても教育が継続して、また、地域に帰るときもそのまま継続するような、そういう発想で思っているのです、その辺のいい文言がないですかね。

(部会長)

いかがですか。即答はできないでしょうが、難しいことですので。

(特別支援教育課長)

県民の皆様に見ていただいて、十分でなかったと言われる「継続的な医療の必要性が」というところについては、入院中は、先生がおっしゃったように、「総合的・継続的に医療の必要性がある」といいますが、そういうような文章に検討させていただきたいと思っています。それについても即答はできませんが、そういう面で検討させていただきたいと思っています。

(部会長)

また地元に戻していくみたいなニュアンスを入れていただけたらと思いますが。

(西田委員)

結局、連携的な医療と教育の必要性ということですね。私たちの子どもの分野こそが医療と教育の連携が要るんです。本当は福祉も要るのですが、入院となると、やっぱり医療と教育の連携が要りますね。そういうニュアンスがいいんじゃないですか。また考えてください。私も考えます。

(部会長)

ここは難しいので宿題ということはいかがですか。これが出たときに読んでいただいて誤解があったら困りますし、理解もしていただかなければいけないところもあるでしょうから、大きな宿題ということで残しておいていただいて、また委員の皆さんに返していただいて、再度、どんな形か分からないけれども、意見交換していただいたらどうですか。

(特別支援教育課長)

分かりました。ありがとうございます。

(上島委員)

の医療・福祉等の関係機関との連携、「今後の」のところですが、これを見たら、特別支援学校全部が医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されているように取られるのではないかと。「こういうところがあるところは、計画等を出されていることがあれば、その場合は、関係機関としっかり連携して取り組む」というふうにしておくほうが誤解がないのではないかと。一読したときに、これからは、全部特別支援学校は医療・福祉等の関係機関とやっていくのかと捉えられないかと思ったので言わせていただきました。

(部会長)

その点いかがですか。

(特別支援教育課長)

上のところに、「学校があり」と書かせていただいたので、全部じゃないけどそういう学校があるということで、その中でこういう計画をしているところがありますという意味で理解していただけるかと思ったのですが、それで分かりにくいようでしたら、もう一回委員がおっしゃるような形で検討させていただきたいと思います。

(部会長)

ここは、「隣接する学校があり」という限定が、そのまま下までつながっているようには私は読みますが。また考えていただきたいと思います。

その他、このページ全般にわたっていかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。詳しく見ていただきましたが、これをまた整版していただいて、また皆さんに返していただくということになるのでしょうか。よろしく願いをいたします。

これで、特別支援学校の第二次整備実施計画についての検討を終わります。

ここで5分間休憩にしたいと思います。

(休憩)

(2)「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)の策定について

(部会長)

それでは、審議を再開します。

後半については、審議事項の2番目で「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)の策定についてです。県立高校の活性化計画については、4月25日の第1回の全体会で審議していただいております。その継続審議ということになっています。第1回の全体会での審議の後、いろいろと事務局で精査していただいたということですが、また、各地域でも協議会が開かれておりますので、その意見を踏まえて、また、校長会との意見交換も様々していただいていると聞いております。

それから、事務局から資料2について説明があるのですが、かなり膨大な資料になってまいりますので、分けて説明をしていただきたいと思います。

まず1～4まで、ページ数で13ページまでご説明をいただいて、あと、5、6、7と分けてご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

この活性化計画については、今後、11月19日の全体会の後に部会もありますので、そこでも審議の時間を取っていただいております。ですので、今日のご意見だけではなく、もし残っているなら、そのときにもご審議いただける機会がありますので、よろしく願いします。

では、事務局から1～4までについてご説明いただきたいと思います。

(教育改革推進監)

それでは、県立高等学校の活性化計画ですが、今、部会長からもありましたように、いったん4月の全体会で審議をその時点では終えるということで申し上げながら、その後、さら

に細かく精査をさせていただきたいということと、地域での協議会での協議事項をより慎重に反映すべきというお声もあり、再びここで審議をすることになったことについてお詫び申し上げます。

本日11月5日と次回11月19日の、この第2部会でのご審議の後、教育委員会の定例会を経て、また県議会での報告を12月に予定をしていますが、報告を経て、一般の県民の方からご意見をいただくというパブリックコメントを12月から1月にかけて取らせていただきたいと思います。その後、さらにパブリックコメントへの対応等を協議しながら、また、2月に予定しています教育改革推進会議の全体の本会議でも今一度報告をしながら、3月までの本年度中に成案として確定をしていきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、目次をご覧ください。4月25日から、こういう考え方で整理をし直したというところをまずご説明申し上げます。大きな柱立ては変わっておりませんが、2番の項目の県立高等学校の現状と課題、ここは少し文言を修正していますが、大きく変わらず1、2、3、4の4つの大きな課題を掲げているわけですが、これに3番のところを1対1で対応をさせました。2番の(1)の課題に対して3番の(1)、以下、(2)は(2)、(3)は(3)、(4)は(4)ということで、3番のところを少し整理をし直したのが1点です。

もう1つは、4番の活性化のための取組、ここも内容を整理し直して、(1)に各学科の充実、前はこれが4の(3)のところにあった項目でしたが、これを(1)にもってきました。ここは、後ろの5番と被るといふか、今回の項目の4の(1)が概略的な説明で、詳しくは14ページ以降の5ということで、4の(1)の詳細はここだということで整理し直しました。

また、4の(4)、(5)、(6) 具体的には定時制、通信制、あるいは先ほどから話題にもなっています特別支援教育、外国人生徒教育、これらは、前回のものでは、多様な生徒に対する支援の充実としてくくってあったところですが、独立した項目にいたしました。そのようなことで全体の整理をし直しました。

中身については、ページ数も多いので、できればこの辺り、ぜひご意見をいただきたいところを中心にポイントだけ説明をさせていただきます。

まず、1ページの「はじめに」のところから入りまして、このあたりは若干の文言整理はありますが、前回4月に見ていただいたそのままです。

2ページ、3ページの現状と課題についても、先ほど申し上げた課題として(1)の学力等の育成ということと、3ページの(2)の社会の変化に対応した人材の育成ということと、(3)の多様なニーズへの対応ということと、(4)の中学校卒業生数の変化への対応と、この4つを大きく県立高等学校の課題としてこれまでどおり掲げて、それに対応するものとして4ページ、5ページにそれぞれ(1)(2)(3)ということで、その次の6ページまで及んでいますが、4つの課題に応じた活性化の基本的な考え方という対応関係で整理をし直しました。

6ページ以降の4の活性化のための取組というところが、具体的な中身に入っていくということで、6ページの(1)の各学科の充実、これも前回に引き続き、高等学校の学科を3つの種類、「普通科及び普通科系専門学科」、「職業系の専門学科」、「総合学科」、この3つに引き続き分類をしながら検討をしていくというところで、特に「普通科及び普通科系専門学科」のところ、段落では下から3つ目ぐらいの段落にその記述がありますが、特に義務教育段階の学習内容の確実な定着、これがいわゆる「学び直し」という事柄ですが、このあたりも文言の整理をし直し、「義務教育段階の学習内容の確実な定着」、これが普通科の一つ大きな課題ではないかということで書き込ませていただきましたが、このあたり、もしご意見等があればちょうどいければと思います。

同様に7ページ(2)理数教育・英語教育の充実、これも記述は以前のとおりですが、一番最後のところに、取組の成果、「これからの成果を各学校に普及し理数教育・英語教育の充実を図っていききたい」と書き直しましたが、ご意見をいただければありがたいと思います。

(3)キャリア教育のところですが、キャリア教育と職業教育を少し整理をし直して記述をしました。キャリア教育は、冒頭にもありますように、「社会的・職業的自立に必要な能力・

態度を育む」ということで、すべての県立高等学校でやっていく。具体的には、2つ目の段落にあるように、「すべての県立高等学校が、入学から卒業までのキャリア教育プログラムを策定していく」と。また、次の8ページに、インターンシップのことも書かせていただきました。

それと、職業系専門学科で行う職業教育は段落を変えて8ページに記述をしました。また、就職対策についてもさらに段落を変えて記述しました。ここの記述の仕方、またキャリア教育の中身についても、ご意見・ご指摘等あれば、ぜひいただければと思っています。

8ページ後半からは、定時制・通信制課程の充実ということで、元々は一番最後にありました定時制教育の部分を整理し直し、こちらの記述を充実させました。9ページの一番上、「定通ネットワーク」、定時制と通信制とのネットワーク、注釈も付けましたが、こういったものをこれまで構築してきていまして、その次の段落、定時制課程で通信制課程の授業を受けられるという、注釈の2番*2が付いていますが、「連携併修」というようなことをやってきて、「これからも充実を進めていきたい」等々のことを記述しましたが、ここもご意見をいただければと思っています。

続いて、9ページの一番下、(5)が特別支援教育、こちらは高等学校における特別支援教育の中身でありまして、前回からは記述を充実、拡充をしておりますが、さらにどうかということをご意見いただければと思っています。

12ページ、(8)教員の資質の向上、生徒の学ぶ意欲を引き出すということで、適切に指導することが非常に大切であります。前回の記述と大きく変わっていませんが、13ページに注釈付きで「OJT」ということがあります。現場で職員がさらに力を付けられるような動き方を充実していきたいという意味で書いていますが、さらにここもご意見があればいただきたいと思います。

14ページまで、まずこの時間の中でご意見をいただくということですので、以上、概略ですが、説明させていただきます。よろしく願いいたします

(部会長)

さて、かなりの分量ですので、ある程度時間を切って、20分ぐらいを審議に充てていきたいと思います。どこからでもご意見をいただければと思います。

「はじめに」と「高等学校の現状と課題」等はこれまでの原案とほとんど変わっていないと思います。少し詳しく書いていただいておりますので、読み手にとってはよく分かるかと思いますが、いかがでしょうか。

(上島委員)

かなり前回のことから、細かく分かりやすくしてもらってあるかと思っています。

「基本的な考え方」で、元々「県立高等学校再編活性化基本計画」がベースになっているところではないかと思いますが、その部分と、4ページの「県立高等学校活性化の基本的な考え方」、新しい三重の教育ビジョンの中で大きく3点ほど踏まえて入れてくれてあると思いますが、「基本計画」の中では、地域社会に支えられた学校教育のあり方を目指すということもあがっているところですが、これは当然関連するところですが、「未来を拓く自立する力」、「共に生きる力」の部分がかかなり出ているという感じがしないでもありません。

私が思うのは、県が新たに「基本計画」に基づいて、また見直しをして「活性化計画」を出すわけですから、全県的にきちんとした大きな視点で、「三重の教育、高校はこういう学校教育を目指しているのだ」というのが県民によく分かるようなものを、その基本になるのは、以前から出していた「基本計画」であるという前提でしていただくことが、大変大事ではないかという気がいたします。

個々については、分かりやすく取り入れてもらっているところはあるのですが、基本的な考え方そのものが、「三重の高校教育がこれでいいのだろうか」、「公立、県立の学校としてどうか」ということがあるわけです。

前々からの「基本計画」でも、子どもたちの数が減っていく中での適正規模・適正配置と

ということが挙げられているところです。

そういう中、三重県が南北・東西に大変広い地域であって、また、その減少の具合も地域によって違うわけですが、「県立」の果たす役割は、どこにどう置かなければならないのかというところ、また、多様なニーズに応えていくには、やはり、高等学校のあり方そのものが県民、保護者にしっかりと浸透していかないと、せっかく議論をしてもなかなかそこが入っていかないので、そこら辺は、まずきちっと押さえたうえで議論を進めてほしいです。

(教育改革推進監)

まず、これまでの「基本計画」との関係は、1ページの1の(1)のところに入れさせていただき、もし分かりくければ申し訳ないと思いますが、これまでの「基本計画」と基本計画の下で「実施計画」という2本立てでやっていたものは、この24年3月末で両方とも終わりましたので、今回は従来の基本計画をもう一回作り直すわけですが、実施計画の中身と両方合わせたもの、以前は「基本計画」と「実施計画」という2本立てでしたが、2つを合わせたものとして改めてつくらせていただいたと考えております。

その中で以前は「再編活性化」ということでしたので、いわゆる再編にあたる適正配置の部分も大きく取り上げられておって、それは今回の要素でもありますが、「活性化」ということで、今ご指摘いただいた地域社会との連携等も、例えば5ページの(2)の「自立し他と生きる人材」こういったところで東日本大震災もあったということで、地域社会と連携した教育活動が一つ大きな柱ということも明示しながら、適正配置もありますが、教育の質の保証や多様なニーズということをしっかりやっていくことで書かせていただいたつもりですが、さらにいろんなご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(部会長)

基本的には「基本計画」と「実施計画」を共に含んでいる。ある程度具体的なことを書き込んでいただいておりますので、実施計画の意味も持っているかと思っております。10年先を見据えていますが、5年先を踏まえた計画ですので、ほぼ実施計画と踏んでもいいかと思っております。

ある程度具体的なことも書き込んでいただいておりますが、まだ他に、こういうことを書き込めるところがあれば、よろしく願いいたします。

(奥田委員)

2点質問ですが、4ページの3の(1)のところの言葉ですが、「教育の質の保証」の「高等学校は、中学卒業後のほぼすべての者が社会で生きていくために」と書いてあって、すごく違和感があります。これは文科省かどこかが高等学校を説明するときに使われている文章なんですか。「ほぼすべての者」という感じがちょっとピンと来なかったので質問します。

それと、8ページ、実施計画を含んでいるということですが、私は今、職業系専門学科の高校に勤務しており、この職業系専門学科の、「職業教育を推進します。具体的には、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格が取得できるように、大学等高等教育機関と連携したカリキュラムを開発します」と「研究機関・企業等とも連携し」というのは分かりますが、私は家庭学科に属しているので、イメージ的にどういうことを実施しようとしているのか説明していただけたらありがたいと思います。

(部会長)

いかがでしょう。「中学卒業後のほぼすべての者」という記述ですが。

(教育改革推進監)

今、高等学校における教育の質の保証というのが、国全体の議論になっていることがまず前提としてあります。中央教育審議会の高専教育委員会でも、この辺りがかなり論議になっているということで、そこでの結論的なことも出ておりません。

ただ、三重県としては「質の保証」というところの中心は「学力」であろうということで、学力の3つの要素ということを後ろに書かせていただいておりますが、その中で文部科学省の関係の「中教審」の中でも、高等学校の一番の存在意義というか、特色は何かというと、現状の中では中学校卒業後、すべてではないが、ほぼすべての方が共通して身に付ける、した

がって、その共通性は何かということです。今までどちらかといえば、多様化ということで新しい学科やコースをつくるとか、カリキュラムを柔軟にするということでやってきた部分があると思いますが、一番重要な共通性は何かというところが大事にしななければいけなくなってきたのではないかとということで、国の議論も踏まえながら、この言葉で表せていただいたと考えています。

それから、8ページの専門学科の中での大学等高等教育機関と連携したカリキュラム、これは商業学科等でも今考えつつあるわけですが、高等学校3年間と大学の4年間とを結びつけながら、そこを切ってしまうのではなく、もちろんいろんな大学へ行くわけですので連続性が必ず確保できるわけではないのですが、しかし、そこも見据えながら、例えば資格取得においては、高校でどこまでやっていけば大学につなげることができるかというようなこと等も視野に入れながら考えていくというようなことです。これは専門学科の中のすべての学科に広がるかどうかはこれからですが、そういったことも視野に入れながら専門学科ではやっていきたいと思っています。

少し関係課のほうから補足をいたします。

(倉田高校教育課長)

後半のご指摘ですが、今年度から始めております『若き「匠」育成プロジェクト事業』、その事業の内容を踏まえた記述という形でご理解いただきたいと思います。先ほども説明がありましたように、この大学等の高等機関との連携というのは主に商業高校での実践を踏まえた記述になっておりますし、さらに以降、現在行っております工業学科、農業学科の実践を踏まえた記述となっております。

(部会長)

いかがでしょうか。今中教審のいろいろ部会が行われていますが、その中にも多々出てくる記述なんです、この記述は。

(教育改革推進監)

全くそのままではなくて、三重県として考えておりますが、おおよそこういう議論がされておると思っております。

(奥田委員)

いやいや、「ほぼすべて」という日本語ってあるんだなと思って。

(部会長)

「ほぼすべて」という言葉はたぶんそのまま入っていたと思います。

(稲垣委員)

「ほぼすべて」では「すべて」じゃないです。

(部会長)

ごく一部。その前に「98%以上が高校へ進学する現状を踏まえ、ほぼすべての」みたいな流れがあったような気がします。

(奥田委員)

そこはあまりこだわらないです。

要するに、商業学科の取組をまた参考にさせていただいて勉強させていただきます。

(部会長)

あと、工業とか農業の実践等も踏まえということらしいです。

ほかに、よろしいでしょうか。ボリュームが多いので、読み込むのが大変だと思いますが。

(奥田委員)

13ページ、「学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり」のところを読んでいて、経営品質の考え方も学校の中に浸透していると思うし、学校評価についても、この前も指導主事が説明に来てくださって、考え方としては別に異議を唱えるものではないです。

ただ、毎日生徒と接している現場にいますと、本当に、計画を立てることと評価をすることに重きが置かれて、時間が取られ、机の上で計画して、机の上で評価をしています。

本来、学校は、生徒の生の姿、それと一緒に職員がいるわけなので、生徒を実際に目で

見て子どもたちの意見や職員の意見を聞いて、感じて、そこから評価が生まれて、その次のことにつながっていくのだと思いますが、学校現場では、机の上で、会議室で、映画の「踊る大捜査線」のセリフと一緒に、机の上だけでやることにすごく時間を置くというか、それは管理職のやり方によるのかもわかりませんが、「子どもたちや職員の実際の姿を見ずして何が評価なんだ」と、すごく思うところがあります。

ここに書いてあることはその通りだと思いますが、実際に私たちが毎日学校で授業をし、生徒とクラブ活動をしていると、何かすごく違和感があります。それがどういう形になって現れるかという、職員の不満になって現れます。これって、学校はちっとも元気にならない。とにかく、学校評価委員に対して資料を集めるとか、「何か文書をつくれ。ペーパーにまとめよ」というのはおかしい。私は三十何年教員をしています、本当にそうなんだろうかと思います。

考え方はその通りだと思うし、計画があって評価がないと、その次につながらないわけですから、それでいいのですが、やっぱり職員の中に不満が積もってくると、学校にとって絶対に良いことはないです。それは感想としてあります。

それから、その次のページの「県立高等学校のより円滑な運営体制を確保するため、学校教育法の改正により設置が可能になった副校長、主幹教諭、指導教諭を配置することについて検討を進めます」というところですが、本当に、より円滑な運営体制が確保できると思われませんか。学校って、生徒は生きていますから、事務仕事じゃないので即決即断というのはすごく必要です。

今は、管理職は2名みえますが、例えば緊急対応の、過去にあった件ですが、救急車を呼ばなければならないケガを生徒がしたときに、ある管理職は、「マニュアル通り、まず報告してもらわねば困る」と。どこかおかしいと思うんです。養護教諭がそのときに判断したら、しなければいけないことがある。そういうことが、副校長って何をやる仕事か、主幹教諭が何をやる仕事かわからないですが、この縦の構造をつくったときに、それぞれの人に現場の一般教員が相談しながら持ちかけていっても、ある人が、「おれは聞いてない。おれのいないときに起こったから、校長室に報告をしに来い」とか、そういうことって結構あります。

副校長、主幹教諭、指導教諭を配置することが、より円滑な運営体制を確保するためなら、今の各学校の現場の状況や私たち教員の思いからいくと、「本当に円滑になるのか、かえって面倒くさくなるのと違うか」とすごく思うことがあります。

学校教育法が改正になったので別に置いてもいいと思いますが、より円滑な運営体制を確保するためというのが本当の理由かどうか、本当にそう思われているかどうかというあたりをお聞かせいただけたらと思います。

(教育改革推進監)

まず、13ページの(9)の学校マネジメントの充実云々の表題のところ、実は4月のときには「学校評価」という項目になっておりました。学校評価のことを中心に記述、特に、2段落目の最後のほうにあります、「すべての県立高等学校で学校関係者評価を実施していく」ということをメインで記述をしたところではありますが、再度、見ていく中で、今おっしゃった学校マネジメント全体の中で見ていく必要がありますし、それから、学校経営品質の考え方そのものについても、「PDCA」ということで、PLAN・DO・CHECK・ACTIONというようなサイクルは大事でありながら、一方で職員満足度も非常に大事でありますし、おっしゃられるように職員満足がないのになかなか生徒満足につながりにくいということもありますし、机の上でやってばかりではということもおっしゃるとおりですので、マネジメントを充実していく中で方法論の話になっているように思います。方法論としてどういったやり方が一番ベストであるか。これは、常にそれこそ現場からも意見をいただきながら、教育委員会が全体としてどうしていくのか、各高等学校で管理職がどうしていくかというところで、それぞれの学校ごとに特殊な解があるというのがこの経営品質の考え方ですので、共通のやり方をすればうまくいくというのではなくて、学校ごとに特別の解を求めて職員が一体になってやっていこうという考え方ですので、方法論については本当に一番良い方法を探っていかなければ

ればならないと思っています。

それから、14ページの副校長、主幹教諭、指導教諭について、これは検討を進めますということですので、他県では導入されているところがたくさんありますが、今後どうしていくのか、関係の方を含めて検討を始めたいということです。具体的な問題意識としては、やはり、学校というのは、職員一人ひとりが個別でやっていく授業にしる、今おっしゃったような生徒への対応にしる、緊急のことにしる、個別でやっていくというのが、他の職場に比べて非常に強い職場と思われるわけですが、様々な課題が学校に来ている中で、個別対応だけでなかなかやりにくいところできてきている面であるとか、マネジメントの面、あるいは若い教員を育てていくという面においても、同僚性の中でずっとやってきたけれど、それが少し薄れているのではないかと。これは教育改革推進会議のもう1つの部会で今、協議をいただいています、そのあたりを睨んだときに、副校長、主幹教諭、指導教諭ということも検討に値するのではないかと、検討していきたいということで書き込ませていただきました。

(多喜委員)

7ページの「理数教育・英語教育の充実」のところですが、これからの日本は世界の中で生きていくために、世界の中で活躍できる人がどんどん出てこなければなりません。そのため、グローバルな視野で理数教育や英語教育の充実を目指す取り組みが示されています。大変良いことだと思います。

その中で下から4行目、「中核的拠点となる学校を定め」と書かれています。今の時点でどのように考えられ、どのように進められているのでしょうか。

最近、外国旅行をする度に、日本の高校生が外国へ研修旅行に行かれる姿を見かけます。また、外国の学校を訪れると、そこに日本の留学生の方がおられたりして、段々日本も世界を視野に進んできている姿に接し大変嬉しく思います。それが三重県の高校生だったらさらに嬉しいですね。今後こういった視点をしっかり伸ばして行ってほしいと思います。

(高校教育課長)

先ほどの中核的拠点となる学校についてですが、既に理数教育あるいは英語教育については、本年度の事業で、三重SSH校の指定校、三重SELHiの指定校ということで、既に指定をしております。三重SSHの指定校については、理数科を設置されております県内の4校、それに四日市高校を含めた5校ということですし、英語教育については、英語関連学科を設置している学校、その他地域の普通科で英語教育の力を入れている学校ということで8校指定して、既に実践的な研究、授業も進めています。

(部会長)

高校生ができるだけ海外に出て行って活躍してほしいという、その記述が若干留学への支援とか、そういうところにも含まれているのかとも思います。

その他、いかがでしょうか。それぞれ課題を対応して、2番と3番を分かりやすくしていただいたということで、読み手にとっては、2番の高等学校の現状と課題、それから活性化の考え方が対比されていますので、読みやすくなったかとは思っております。

各学科についても3つに分けていただきました。普通科、職業科、総合学科のそれぞれについて書いていただいております。今、問題になっているのは、普通科の中でもまだ大きく分かれてくる。主に高等教育機関へ進学する生徒、それから就職を希望する生徒、それから、義務教育段階も再度勉強しないといけないという生徒、そういう考え方で書かれているような気がしています。

(西田委員)

現実には分かりますが、6ページ(1)各学科の充実のところ、「普通科及び普通科系専門学科」には、大学等高等教育機関への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る、実際そうなのですが、でも、義務教育を終了する段階の学習が、なぜ高校に持ち上げられるのか、本当はおかしいですね。それはそれで、みんな、高校に行ってから中学の勉強がよく分かったという子どもさんとはよく会います。

それから、中高一貫の高校になると、同じ連携する高校に進学率が伸び悩んでいると。逆

にこれは、ていねいに教えてもらったら、子どもたちからすれば、もう一回受験をしたいという気持ちがあったり、中学のときにはっきりとものと専門を分けていきたいということがもかもしれませんね。

この辺ははっきり分かるのですが、矛盾を感じるというか、それじゃ、中学校って何なんだろうと思ったりします。

(部会長)

なかなか難しいところです。

(上島委員)

先ほど言わせてもらいましたが、この命題が幅広くて、また、根本になるもので大変厳しい。これだけの部会で議論していて、また全体会へ持って行ってこれでいいのかという気がしないでもない。

というのは、今まででしたら基本計画があり、そして実施計画をしていって、そのことを踏まえてこれから先の10年を見るわけですから、三重県も、高等学校の教育をどうするかということについて、きちっとしたスタンスを持ち、そして県民の皆さんに理解していただき、子どもたちがそれに応じて楽しいというか、分かりやすい、そして活性化した高校生活を送ってもらわなければいかんわけですが、そのための一番指針になる大きなものですので、しっかり時間をかけて議論をしていかないと、中途半端な形でしてしまっ、「検討します」とか「進めていきます」では、何か責任逃れの部分もあるのかと。

やはり、これからの三重県はこんなになっていくというのが、きちっとした形をとっていかなければならないし、もちろんそのためには、いろんなことをとり混ぜてやらなければならないわけです。

例えば理数教育、英語教育でも、中核の高校を指定してやっていく、また、そういう教員を養成していく、それらの結果を各学校へ普及していくというのがあるわけです。そうしたら、何か全部ぼやけてしまう感じがしないではないです。それなら、「数学は今後こうする」という、きちっとした形をするほうが分かりやすいのではないかと思います。

だから、この表現も、あらゆることを網羅してやることも大事ですが、何が目玉かということも明確に打ち出すべきではないかと思ったところです。

(部会長)

時間もございませんので、ここの場面は最後ということで。

(皆川委員)

12ページの「教員の資質の向上」のところですが、全体を拝見しますと、県立高等学校活性化を教育委員会が主体としてやりましょうという話ですが、教員の資質の向上で、専門職大学院への支援はやってないのですか。

というのは、この「教員の資質の向上」を見ていると、教育委員会が学校活性化のために一所懸命やりますよという話と第三者で教員を叱咤激励して活性化するという話ですね。そうすると、第三者が介在するというか、この人たちが一所懸命やらなければ、実質的には学校活性化が回らない。実働部隊は教員だと思うんですね。

これを読んでいると、特に13ページの1行目、2行目あたりですが、実質的に、「高等教育機関・企業・高度な技術を有する職人等との連携による専門技術習得の機会の創出を進めます」ということ、これはどんなことをやっているのでしょうか。例えば、専門職大学院への経済的支援とか補助的支援、あるいは、有給休暇かどうかはわかりませんが、研修期間をつくって休ませているとか、こういったことも入っているのですか。具体的にこれはどんなことを想定しているのかお教えいただきたい。

(教育改革推進監)

教員の資質向上については、養成と研修、育成というところで、もう1つの部会、第1部会でかなり審議が進みつつあるところですが、大学との関係ですと、ここに明確な書き方としては書いてないですが、どちらかといえば教員免許の更新講習が、35歳、45歳、55歳という教員の年齢を目途にしながら行っておりますので、このあたりでさらに連携を強めてい

く必要があるということが、今これから進む一つのポイントかと思っています。

あと、大学等との連携というのは、これ以外にも様々な、先ほど理数教育や英語教育といったところもそうですし、あるいは、専門学科等で教育内容をさらに充実していく中で、そういったところとも連携しながら教員が力を付けていきたいと思っています。

(皆川委員)

たぶんこれは、「進めます」じゃなくて「手助けします」とか「援助します」じゃないですか。13 ページの「研修のしくみのさらなる充実を進めます」というのは、「更なる充実を手助けします」とか「補助する」という意味じゃないですか。これは、教育委員会がやる話ですか。自分たちがやることを教育委員会が手助けするのか、あるいは教育委員会がこれを進めるのか、どういうことでしょうか。

(教育改革推進監)

この計画そのものが教育委員会が策定しているものですが、学校そのものも、これは教育委員会がやるから学校は別ということではなくて、学校も両方、主語と考えています。

教育委員会及び県立高校はこのようにしていくということで、教育委員会としてもこういった機会を創出するために一部事業等も組みながらやっていきたいと思っていますので、「手助け」というよりも「進める」ということで記述したいと思っています。

(皆川委員)

「教員の自己研鑽のさらなる充実を進めます」という日本語はあるのですか。「教員の自己研鑽、OJT、研修のしくみのさらなる充実を進めます」というと、これは、行政指導するという意味ですか。行政指導して叱咤激励して、しなければ分限処分とかなんかするという意味ですか。ちょっといやらしい話で、申し訳ないです。

(教育改革推進監)

今申し上げたように、この計画そのものが、教育委員会と県立学校も一緒になって進めていくということですので、学校の中で教員が自己研鑽できるように励ましていくというか、進めていくことも必要でしょうし、OJTは非常に大事だと思っていますので、現場の中で教員同士がお互いに磨き合うというか、助け合うというか、そういったことを教育委員会も手助けしていきたいし、学校も進めていく必要がある、両方だと思っています。

(皆川委員)

わかりました。読み方によっては変わっていくという意味ですね。何か舌っ足らずの気がするのですが、もう少し明確に書いていただければということです。

(教育改革推進監)

表現については、また今ご指摘いただいて精査したい、先ほど上島委員からいただいた「検討する」というのも確かに多いので、一度ちょっと見させていただきます。

(部会長)

そうですね。次回、11月19日に、もう1時間ぐらい議論していただく時間がございますので、また具体的な、ここをこう変えたらいいよというご提案もいただけたら、事務局も助かるかとは思いますが。

では、次へ行っていただきましょうか。5, 6の説明でしょうか。

(教育改革推進監)

5でいったん切らせていただいてよろしいでしょうか。

(部会長)

5で切っていただけますか。

(教育改革推進監)

それでは、14 ページからの「各学科の教育内容の充実による活性化」ということですが、ここはこれまでと大きく変わってはおりませんが、文言修正等をしております。

まず、14 ページの「普通科及び普通科系専門学科」のところ、《今後の対応策》ですが、先ほど部会長からも言っていたいただきましたように、普通科の中で14 ページの左下のほうは、

大学等高等教育機関への進学希望者が多い高等学校。それから、15 ページに入り、次の段落は、進学希望者だけでなく就職希望者も在籍して、生徒の進路先が多様な普通科の学校。その次の段落が、就職希望者が多い普通科の学校。それから、もう1つ、(1)の最後になりますが、普通科系の専門学科や普通科系のコースということで4つに分けて記述をさせていただきます。

それから、15 ページの下からになります(2)の職業系専門学科、ここは下の3行ほどのところにありますが、経済が非常にグローバル化してきて、社会の変化が非常に激しいということの対応として、16 ページの《今後の対応策》のところをご覧くださいと、専門性を深めることは非常に大事なわけですが、例えばコミュニケーション力の向上、勤労観・職業観と。あるいは積極的に学び、習得しようとする意欲、態度というような専門性を深めることも非常に大事ですが、それとともに基礎基本的なというか、キャリア教育的なこととか、そういったどんな変化の激しい時代、あるいは環境の中でも対応できていくような専門学科のあり方が、今後ポイントになるのではないかと考えました。

というようなことで、それぞれの学科について、農業でしたらそれぞれ《現状と課題》、あるいは《今後の対応策》の後半あたりに加筆をさせていただきます。17 ページ、bの工業に関する学科について、これも《今後の対応策》の後半のところコンテスト等への入賞等、あるいは高度な資格取得、あるいは日本版デュアルシステムについても、さらに推進をしたいと書かせていただきましたが、またこのあたりもぜひご意見をいただければありがたいと思います。

18 ページ、cの商業に関する学科ということで、《現状と課題》の2段落目、これまでの取組をさらに充実しながら、産業界や生徒のニーズを検証して、教育内容に一層反映していきたいというようなことを加筆、一部修正をさせていただきました。また、18 ページ下のdの水産に関する学科については、19 ページに、《今後の対応策》の2段落目のところで、水産に関する環境は厳しいものがありますが、商品の共同開発、産業振興といった地域との連携もさらにやっていきたいということで、若干加筆をしました。

あと、全部は申し上げられませんが、21 ページ、20 ページからのつながりで、情報に関する学科ですが、少し具体的に、「より高度な専門性を身につけるため、大学等高等教育機関への進学者の増加を図る」ことも、今後の対応の一つとして付け加えました。

hの福祉に関する学科ですが、現状の中で高齢化がますます進むとか、生活スタイルが多様になるということで、ますます福祉に関するニーズや課題は大きくなっているということを若干加筆いたしました。

最後 21 ページ(3)総合学科について、ここは22 ページに《対応策》を書きました。少し文言の整理をさせていただきます、本日、公開でやっておりまして、公開になっていくことも含めて、保護者さんが見たとき、あるいは地域の方が見たときという視点も十分踏まえながら、課題と今後の対応ということについて、再度、文言を整理させていただきます。

(部会長)

5 番ではいよいよ各学科の詳しい内容に入っていきます。

なかなか委員の先生方、難しいとは思いますが、もしご意見があればよろしく願いいたします。

(奥田委員)

15 ページの普通科の2行目のところで、「生徒が学校を越えて共に学びながら切磋琢磨する機会を設けるなどして」とって、具体的にイメージが湧かないですが、「生徒が学校を越えて共に学びながら」とって、塾のイメージですか、教えてください。

(教育改革推進監)

ここは大学等高等教育機関へ進学希望者が多い高等学校、いわゆる世間で言う「進学校」といわれる学校を中心の対応で考えておりますが、それぞれの学校の中だけで学ぶのではなく、例えば、医学への志を持つような生徒さん同士が共に切磋琢磨するような機会を持つといった取組を広げていきたいという意味で書いております。

(奥田委員)

それは具体的に教育委員会がそういう事業なり施策を行うということですか。

(教育改革推進監)

場合によりますが、教育委員会も当然音頭を取らせていただきながら、各学校に働きかけて、各学校の担当の先生同士も連携を取っていただきながら進めていくようなことになるかと思っています。

(奥田委員)

例えば、今それはどこかの学校で行われているとか、そんな実態はあるのか。それが全くなくて、先進的な日本国内での取組のある県があるのか。これ、おもしろいと思うのですが、生徒にこれだけの余裕というか、どうなんでしょう。

(教育改革推進監)

全国的に見ると、実は、これを三重県でやったら、すごく先進的だということにはならなくて、いわゆる進学を目指す生徒さんを集めた学習合宿とかというようなことは、少しずつ広まってきているかとは思っています。全くそのような同じ形でやるというわけではなくて、三重県は三重県の形の中で、志を高めていくことを含めながらやっていきたいと思っています。関連して担当課から申し上げます。

(高校教育課長)

特に、医学部であるとか医療系の大学等へ進学を考えていく生徒に対して、本年度についても2つの、三重大学と紀南の方の病院にそれぞれの学校からの参加者を募りまして、大学の研究室であるとか、あるいは医学部の先生の話や聞くとか、あるいは病院の医師の業務をそこで学ぶとかというような事業を展開しております。あと、学習面においても、年間数回講座を開き、そこで医学部系に必要な学習を学校の枠を越えて行っていく、あるいはその場に引率にいられた先生も集まっていたいて、どういう指導がよいのかというようなことを勉強していただく機会を持つというような事業を展開しています。

(奥田委員)

それなら要望ですが、例えば相可高校の場合は、普通科の高等学校の中で、「進学希望者だけでなく、就職希望者も在籍し」という学校だと思んですが、この医学から始まって、さらに理数系であるとか、さらに工業系であるとかという方面にも、このやり方をもし広げていくのであれば、進学校ではないが、その学校の中でも進学対策でいろいろ模索している先生方がいるところ、あるいは、そういう学校のほうが、刺激を受ける子ども同士がいないので、少ないので、例えば、うちなんかでも国公立へ入るのは年間10名いるかないかぐらいのところ、そういう生徒や教員が、そういうところに刺激を求められたら、ものすごく良い機会だと思うんですが、そういうことも要望としてお願いしたいと思います。

(高校教育課長)

現在、就職に関する指導だけではなくて、進学に関する指導も大変重要だと認識しております。その意味で進学における各校のネットワーク体制と言いますか、あるいは連携のしくみですね、そういうことについても検討していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

それぞれの学校も様々な対応というか、今のは方法論に入っていくと思いますが、こういう基本的な考え方を持って、その方法に入っていくということで、様々な計画もしていただきたいと思います。

それぞれの学科ではいかがでしょうか。なかなか専門的で難しいのでご意見もなかなか出てこないとは思いますが。

奥田委員、家庭に関する学科はよろしいですか。お気づきの点があったら、後からでも結構ですので、ご指摘いただきたいと思います。

それでは、事務局、6、7をお願いします。

(教育改革推進監)

22 ページ、6 の県立高等学校の適正規模・適正配置、(1) から(4)までありますが、基本的な考え方は、これまでの基本計画、10 年前からの基本計画を踏襲したもので変わっておりませんが、文言は一部、例えば(1)の全日制高等学校の適正規模のところ、最初の 4 行ほどを少していねいに記述させていただきました。適正規模というのは、学校の設置目的によって異なってくる。機械的に 3 ~ 8 でやればよいということではなく、学校によっては 7 学級、8 学級必要かもしれませんし、学校によっては 3 学級ギリギリでも活性化していく、それは、学科の構成、地域の状況によって違うので、各学校の設置の目的等に沿ってということを少し加筆をいたしました。

それから、23 ページの上のほう ~ のの部分に、以前の基本計画では具体的な学校名、昂学園とあげばの学園を記述してありましたが、この学校もできてかなりになってまいりましたので、具体的な学校名は削除いたしました。

また、(4)の適正配置、これは新たに今回付け加えさせていただきました。「地域における高校教育に関する様々なニーズ、地域社会の状況、通学の利便性等を踏まえ、望ましい課程・学科・コース・類型や教育内容を持つ県立高等学校を適切に配置する」というような、考え方はずっとこの考え方でやってきて基本は変わりませんが、適正規模とともに、適正配置のほうも文言として置く必要があるだろうということでも置きました。

7 各地域の県立高等学校活性化の取組、(1)基本的な考え方のところ、4 月のときから 1 段落目、2 段落目のところは変わっておりませんが、一番下の段落、「以上をもとに、各地域の県立高校活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題、今後のあり方を示すとともに、適正規模・適正配置の推進についてその内容を記すべき学校、特色化・魅力化が特に図られつつありその進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校については、学校名を記して活性化の方策を表す」ということで、前回の資料にも学校名が出ておりましたが、その心はということを少していねいに書かせていただきました。

では、具体的に各地域ですが、24 ページ、桑員・四日市地域ですが、2 つ目の段落にあります、この桑員・四日市地域については、今後 2 年続けて学級増が起こるといった地域になっているということが課題です。桑名北高校以下、いくつかの学校名を挙げて記述させていただきました。

25 ページ、鈴鹿・亀山地域ですが、ここは 2 つ目の段落、今後、中学校卒業生数が増減を繰り返す地域ですが、この地域は、四日市、北の方と津、南の方、この辺りと生徒さんが行き来するという部分がありますので、ここも含めながら適正な募集定員となるように考えていく必要があるというのが、地域全体等の課題です。学校名等については後ろに書かせていただきました。

26 ページ、津地域です。2 つ目の段落、今後は、一時的に中学校卒業生数が増加する年もありますが、平成 30 年まで見ていきますと、200 人弱が減少する見込みです。ただ、この地域も鈴鹿・亀山から入って来られるのと、それから、松阪から入って来られる、流入・流出が両方ありますので、これらも踏まえながら学級数を考えていくとしています。

27 ページ、松阪地域ですが、1 段落目の最後のほう、年度によって増減がありますが、5 年間の見通しでいくと、減少はない見込みですので、しばらくは大きく変わらないというのが松阪地域、生徒数ということで見ると大きく変わらないということです。

以上の 4 地域については、学校の統廃合等は課題になってまいりませんので、伊勢志摩地域以降の地域については、協議会を設置して協議をしていただいているということです。

が伊勢志摩地域ということで 28 ページに続いていきますが、2 つ目の段落、平成 27 年 3 月までの 3 年間に約 250 人、27 年から 33 年までの 6 年間に 450 人が減少するということが、非常に大きな減少が見込まれる地域ということです。ということで、今後の適正規模・適正配置について慎重に考える必要があるわけですが、この伊勢志摩地域の、南伊勢高等学校(南勢校舎、度会校舎)については、今後の中学生の進路状況等を見極めながら、南勢校舎、度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めたいと書かせていただきました。

した。また、今後の伊勢志摩地域の全体についても検討をしていく、魅力化・特色化を図っていくということです。

伊賀地域ですが、28 ページの下のほう、2 つ目の段落、今後は、27 年度までの3 年間で約 180 人の減、その後、28 年度に一時的に 80 人余り増加しますが、その後、再び減少をしていくということです。したがって、29 ページ、「学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成 28 年度を目途に 1 校に統合し、それぞれの特色を併せ持ち、魅力ある、活力ある学校づくりを行う」と。事前送付版からここは、「28 年度」という部分を本日加筆をさせていただきました。また、長期的視野に立って、今後もさらに検討しながら魅力化・特色化を図っていききたいということです。

29 ページ東紀州地域、一番下のほう、27 年 3 月までに約 40 人、27 年から 32 年までに約 80 人、これは紀南地域ですが、減少していくということです。

それに対する対応として、30 ページの段落、「木本高等学校は 1 学年 5 学級規模以上、紀南高等学校は 1 学年 2 学級規模以上の学校として併置をしていく。これまでの両校による進路指導の充実をさらに前進して魅力化・特色化を図る。将来的にこの規模が維持できなくなった場合には、両校を統合していく、これについては改めて検討をしていく」というふうに記述をいたしました。

(部会長)

この部分については、各地域のそれぞれの今後の内容について記述をしていただいております。では、ご意見をちょうだいしたいと思います。

(皆川委員)

たぶん、全体会で質問があったかもしれませんが、確認をさせていただきたいのですが。私がいただいた事前配付版の 22 ページですが、適正規模のベストな積算根拠となったのは、平成 11 年の三重県の調査研究委員会の調査研究ですね。これに基づいて適正規模が行われたのでしょうか。

というのは、27 年度から 28 年度の話が出てきますね。これは 11 年でよろしいのですか。確認したいのでお願いします。

(教育改革推進監)

高等学校の適正規模については、そこにございますように、学校行事等でいわゆる切磋琢磨等、社会性等の育成ができるとか、多様な選択科目の開設という観点からですので、これは 11 年のものを踏まえて継続してこの考え方でいきたいと。

(皆川委員)

そうすると、10 年たっても適正規模は、例えば 1 学級、小学校だと 40 人以下とかそういうのでずっと来てるのですね。

(教育改革推進監)

これは、いわゆる学級編制基準の話ではなくて、1 学年に何学級が適切かという話で、1 学級に何人かという話については、ここには記述はしてないですが、引き続き 1 学級 40 人という高等学校の学級編制に従いながら、1 学年は 3 ~ 8 学級という考えです。

(皆川委員)

分かりました。

(部会長)

その他、いかがでしょう。

各地域ではそれぞれ協議会をつくっていただき、本当に熱心な議論をしていただいております。賛否両論、様々な意見がございますので、今、調整していただいているところですが、大きな方針としてここに書き込んであるとご理解いただけたらと思っております。

それぞれ学校の固有名詞がここに出ているわけですが、これについてご説明はいただきましたが、いかがでしょう。

(田尾委員)

加藤推進監には何度も遠いところを足を運んでいただきまして地域の声を聞いていただいたわけですが、聞いていただいてまとめてもらっているのも、特に問題があるというわけじゃないです。本当にありがたいと思っています。

ただ、三重県全体を考えたときに、本当に東紀州というのは考え方の違う地域で、あまり学力を重視しない、本当に近くにいい高校があったらいいなという感じだけで、それでスポーツができればいいなという感じなんです。これだけのクラス数がなかったら有名な学力の高い大学に行けないよというところを重視する地域じゃないというのは、推進監もすごく理解してくれて、不思議だと思いかもかもしれませんが、本当にそういう地域で、利便性だけなんとかしていただきたいということです。

最終的には2校存続というのは絶対厳しくなってくるというのは、地域の者も分かっていますし、そのときにどう統合に向けてやったらいいかというところですが、ほとんどの人が、統合する場合には、安全な場所に新しい学校を造ってほしいという意見が多いです。三重県としても予算がない中、そうですねということは絶対言えないと思いますが、今でも、新しい学校を造ってくれたら、統合へ向けて進めるほうがいいんじゃないかという意見もすごくあるわけです。

そういったところも視野に入れながら、どっちかの学校に吸収されるような雰囲気になってしまうと、良い学校づくりをするというのはかなり厳しくなってきますので、大変厳しいと思いますが、我々も既存の学校でうまくいく方法を考えてやってもいきますし、それでどうしても無理なときは、また県のほうも考えたいということも言わせてもらいます。

でも、本当にすごくいろいろ意見を聞いていただいて、今のところ、僕らはこれ以上、意見は言わないほうがいいかと思います。ありがとうございます。

(教育改革推進監)

本当に東紀州、紀南地域というのは紀南高校のコミュニティ・スクールの例を出すまでもなく、地域と県立高等学校は非常に深く連携をしながら活性化が図られている、図られつつある地域、学校だと思っています。本当にこの両校、ここにも内容面の特色化・魅力化を図りますと、さらっと一文だけで書いてあるんですが、これをするためには地域の力を借りなければ絶対にできないと思っています。遠い将来的にもし統合するとしても、両方の学校が活性化しながら、さらに良い学校をどうやってつくっていくかということを考えねばなりませんので、引き続き、地域の学校の活性化を、我々も頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(上島委員)

適正規模・適正配置のことで話をさせてもらいたいと思います。

22ページに、適正規模が原則として前の基本計画に基づく中で、1学年3学級以上8学級以下ということも挙げてもらってあります。これは考え方によっては、学級数が倍以上もあって、これはどうなのかということもあるわけですが、今日、最初の議論もあったように、私は、特別支援教育の中で、やはりきめ細かな教育、あるいは課題のある、支援を要する子どもたちに対して、多くの子どもたちと一律にはできないところもあるわけですので、こういうことも考えた中で、地域によっては、学校によっては、こういうことも必要であろうかと思っています。これについてはかなり三重県も幅が広いわけですが、それなりに良いこともあれば悪いこともあるかと思いますが、やはり子どもたちの実態に合った中での適正な規模という形で設置してもらうことが大事なかなと思っています。

また、適正配置を新たに設けてもらったことは大変大事なことだと思っています。県内いろんな地域がありますが、高校教育、高等学校に対する地域のいろんな関係は、私は大変大事なことだろうと思っていますので、そういう面ではやはり、地域との連携、また協働なりしていくことを県としてきちっと打ち出していくことが大変大事なことだと思っています。

(部会長)

やはり地域の実態に合ったというところが非常にポイントになってくると思います。三重県は縦に長いですし、いろんな地域がありますので、これからも地域の話をお願いいた

て、その実態に合った適正規模・配置をしていただけたらありがたいと思っています。

記述については、そういうことが盛り込んでいただいているような気がします。よろしくお願いをいたします。その他はいかがでしょうか。

本当にこれだけのものを読み込んでいただくのは、なかなか時間がなかったでしょうし、難しいことだと思いますが、何度も申しますが、また 19 日に時間を取っていただきますので、それまで提示していただいたものをまた読み込んでいただきたいと思います。

今日ご指摘いただいたことは、直していただいてまた提示をしていただく段取りになっているんですね。特にお願いしたいのは、「こういう意見をいただいたので、ここをこう直しました」ということがよく分かるように提示していただけたらありがたいと思います。

あと、いかがでしょうか。なければ、また次回までに宿題を残しますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

閉 会

(教育改革推進監)

ありがとうございました。次回 11 月 19 日に引き続きご協議をいただきまして、その後、先ほど申し上げたような、22 日以降ということで、教育委員会定例会あるいは県議会といったところに図って、いよいよパブリックコメントという段取りになります。

次回は、11 月 19 日午後 1 時からプラザ洞津において、まず、第 3 回の全体会と、その後引き続き、第 3 回の第 2 部会を予定しています。全体会では、本日ご審議いただきました「特別支援学校の第二次実施計画」について審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、教育改革推進会議第 2 回第 2 部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。